

新型コロナウイルス感染症の影響 による特別労働相談窓口

1 特別労働相談窓口

(1) 開設期間：令和2年2月14日（金）から当面の間（土日祝日を除く平日）

(2) 開設時間：8時30分～17時15分まで

(3) 相談内容

① 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談

ア 相談窓口：総合労働相談コーナー（雇用環境・均等室内）

イ 電話番号：024-536-4600

0800-800-4611（フリーダイヤル：労働者専用）

ウ 住所：福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

② 新型コロナウイルス感染症の影響による賃金や休業手当に関する相談

ア 相談窓口：労働基準部 監督課

イ 電話番号：024-536-4602

ウ 住所：福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

③ 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する相談

ア 相談窓口：雇用調整助成金等事務センター

イ 電話番号：024-529-5681

ウ 住所：福島市曾根田10-24

④ 新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の臨時休業に伴う病気休暇等の特別休暇導入に関する相談

ア 相談窓口：働き方・休み方改善コンサルタント（※）（雇用環境・均等室内）

イ 電話番号：024-536-4609

ウ 住所：福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

※就業規則の整備支援等を行っています。企業訪問によるコンサルティング（無料）が利用できます。

2 労働相談以外の相談窓口

(1) 厚生労働省の電話相談窓口

① 電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）

② 受付時間：9時00分～21時00分（土日祝日も実施）

(2) 帰国者・接触者相談センター

湖北省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けております。

